

岡山市建築工事等の積算について

令和3年5月1日適用
令和3年9月21日一部改定
令和3年12月1日一部改定
令和4年5月1日一部改定
令和6年4月1日一部改定
令和6年5月1日一部改定

岡山市の発注する建築工事を請負施工に付す場合において、許容価格のもととなる工事内訳書に計上すべき当該工事の工事費の積算にあたっては、以下の図書を基に行う。

1. 公共建築工事積算基準類（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

【統括】

- ・公共建築工事積算基準（令和5年改定）

【数量】

- ・公共建築工事数量積算基準（令和5年改定）
- ・公共建築設備数量積算基準（令和5年改定）

【単価】

- ・公共建築工事標準単価積算基準（令和5年改定）

【共通費】

- ・公共建築工事共通費積算基準（令和5年改定）

【内訳書書式】

- ・公共建築工事内訳書標準書式（令和5年改定）

2. 国土交通省資料

- ・公共建築工事積算基準等資料（令和5年改定）

（ただし、共通費算定においてその他工事として取り扱う工事、共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT（工期）、共通仮設費の積み上げによる算定、交通誘導警備員の歩掛りの「その他」の率については別紙による。）

(1) 共通費算定においてとりこわし工事等として取り扱う工事

(公共建築工事積算基準等資料の第3編共通費、第1章共通事項、8)

以下の工事はとりこわし工事等に類するものとして取り扱う。

建築工事 : 体育器具・遊具、防球ネット

機械設備工事 : 特殊空調設備、循環ろ過設備、排水処理設備（浄化槽設備及び雨水利用設備の修水部から雨水流入槽に至る配管は除く）、
ごみ処理設備（厨房のディスポーザーは除く）、搬送設備、
機械式駐車場設備、特殊ガス設備、実験機器設備、
医療器具設備、都市ガス設備、特殊消火設備、自動制御設備、
厨房機器設備、床暖房設備、公共下水道等引込み工事、
公営水道等引込み工事

(2) 共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT(工期)

(公共建築工事積算基準等資料の第3編共通費、第2章共通仮設費、2(1)イ(イ)他)

共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、予定されている落札決定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し最長14日を減じた日数を30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、市議会の議決に付すべき契約の場合は、議決予定日（議会最終日）から契約工期末までの日数を30日/月で除す。

(3) 共通仮設費の積み上げによる算定

(公共建築工事積算基準等資料の第3編共通費、第2章共通仮設費、2(1)ロ(ホ))

公共建築工事積算基準等資料の第3編共通費、第2章共通仮設費、2共通仮設費の算定方法、ロ.積み上げによる算定について、(ホ)動力用水光熱費 本受電後の電力基本料金は、積み上げ計上を行わない。

(動力用水光熱費は、基本的には共通仮設費率により算定した共通仮設費に含まれている(公共建築工事共通費積算基準 表-5参照))

(4) 交通誘導警備員の歩掛りの「その他」の率

(公共建築工事積算基準等資料の第4編単価、価格等、第1章共通事項、4)

公共建築工事積算基準等資料の第4編単価、価格等、第1章共通事項、1単価及び価格に関する数値の取り扱い、4「その他」の率について、交通誘導警備員の歩掛りの「その他」の率は25%とする。